

9 エネルギー

1 電気事業における自由化範囲の拡大

電気事業分野における小売自由化範囲については、平成 16 年 4 月から 500 キロワット以上の高圧需要家、平成 17 年 4 月からすべての高圧需要家まで段階的に拡大する予定としている。

しかしながら、諸外国においては電力市場における全面自由化が達成されている国も多く、我が国においても、競争的環境の導入による電力事業分野における高コスト構造の更なる改善は急務となっている。

こうした点を踏まえ、家庭用を含む小規模需要家までの全面自由化についても、自由化範囲の拡大の進展に応じその効果について速やかに評価を開始する。【速やかに評価開始】(エネ イ b)

なお、二酸化炭素の排出抑制に寄与することによる環境への負荷の低減や、燃料供給源の多様化によりエネルギー安全保障の確保に資すること等の観点から、風力等の自然エネルギーによる電力小売事業や、燃料電池による需要家への電力小売事業については、需要家の規模にかかわらず可能とする考えについても考慮する。【直ちに措置】(エネ イ b)

2 ガス事業における自由化範囲の拡大

ガス事業分野における小売自由化範囲については、平成 16 年度までに 50 万? 以上、平成 19 年度までに 10 万? 以上の需要家まで段階的に拡大する予定としている。しかしながら、我が国におけるコージェネレーションシステムの普及状況に現れているように、需要家のニーズにおいて、「電気」と「ガス」といったエネルギー間の区分がなくなりつつある状況や、二酸化炭素の排出抑制や燃料供給源の多様化によるエネルギー安全保障の確保に資すること等から燃料電池の導入を促進すべきである点等を踏まえれば、需要家のガス供給者に関する選択肢を確保するという観点は重要である。こうした点を踏まえ、ガス事業分野における家庭用を含む小規模需要家までの全面自由化の在り方等についても、自由化範囲の拡大の進展に応じその効果について速やかに評価を開始する。【速やかに評価開始】(エネ ウ b)

3 ガス供給区域規制の見直し【逐次実施】

都市ガスの供給に当たっては、供給区域規制が定められており、供給区域を持つ都市ガス事業者は、その区域内の規制需要家に対し、要請があれば供給に応じなければならない義務を有する一方、独占的に供給を行うことができる特権を有している。

他方で、都市ガス事業者は、供給区域を設定した後いつまでも供給が開始されない未

普及区域を有する場合があります、結果としてこうした区域では需要家の選択肢が制限されている。

このため、先の見直しにおいて、これらの都市ガス事業者が有する未普及供給区域を減少する場合の判断基準を設けたが、その運営を今後とも一層厳格に行い、都市ガス事業者の未普及区域を排除する措置を講ずる。(エネ ウ)

4 原子力発電に関する情報公開、提供の一層の推進【逐次実施】

原子力発電は、燃料のエネルギー密度が高く備蓄が容易であること、燃料を一度装填すると一年程度は交換する必要がないこと、ウラン資源は政情の安定した国々に分散していること、使用済燃料を再処理することで資源燃料として再利用できることから、国際情勢の変化による影響を受けることが少なく供給安定性に優れており、資源依存度が低い準国産エネルギーとして位置付けられるエネルギーである。また、発電過程で二酸化炭素を排出することがなく地球温暖化対策に資するという特性を持っている。他方、適切な安全確保がなされない場合には大きなリスクを持つことから、国が法令に基づき、その安全を確保するための厳重な規制を行ってきたところである。

原子力発電については、以上の点を踏まえ、安全確保を大前提として、今後とも基幹電源と位置付け引き続き推進する。原子力の開発・利用を進めるに当たっては国民の理解を得ることが肝要である。

これまで原子力発電の促進を妨げてきた原因には、一つには原子力発電に関する国民の不安に十分に答えきれていないままに、各種の事故や不祥事が重なってきたことが挙げられる。この関係では、安全基準の常時の見直しと厳格な監視、事故等が発生した場合の徹底した原因と影響度の調査・把握とそれを国民に対し早期に開示する姿勢が問われる。さらには、原子力発電の建設コスト、原子力発電の維持・運営のコスト、核燃料サイクルの方法とそれに要するコストなどの情報を国民に周知することも、原子力の持つ優位性又は問題点を国民が理解する上で不可欠なことである。にもかかわらず、この種の情報はこれまで必ずしも国民に十分に理解されていない。

よって、国及び事業者は、安全基準の常時の見直しとその遵守に向けた厳格な監視と自己管理を徹底して行うとともに、その状況を立地住民を始め広く国民に周知させるとともに、万一の事故の場合などには、原因と影響度などについて、早期に説明責任を果たす。また、原子力発電にかかわるコストを、建設にかかわる部分、維持・運営にかかわる部分、核燃料サイクルにかかわる部分に分別して、バックエンドの経済的措置の検討の中で、国民に説明する。今後の原子力発電の政策は、このように国民との対話を通じて可能となることを銘記する。(エネ イ)

5 公益事業に関する分野横断的な競争促進ルールを整備【平成 16 年度より逐次実施】

近年、電気、ガス、通信、航空といった公益事業分野における規制緩和の進展に伴い、従来から事業法に基づく公益事業を営んでいた事業者と、規制緩和により新たに市場に参入した新規事業者との間での紛争が生じている。公益事業分野における規制緩和の実効性を確保するためには、このような紛争を明確なルールと迅速な対応により防止・解決することが極めて重要であり、市場監視の強化と、より実効的な競争政策の立案・執行が不可欠となっている。このような状況を踏まえ、規制緩和の実効性を確保する観点から、独占禁止法による公正取引委員会の監視に加え、各事業所管官庁においても、次の措置を講ずる。(エネ エ)

(1) 公益事業分野における市場監視の強化

競争制限的行為に関する苦情受付体制の整備等により、情報収集を強化するとともに、市場における競争状況(市場参入の状況や優越的地位にある事業者の市場行動など)を調査する。(エネ エ a)

(2) 公益事業各分野における競争政策の強化

競争制限的行為に関する情報収集・調査によって得られた結果に基づき、市場におけるルールの策定、競争を促す効果のある行政措置の自らの実施、及び関係する他の所管官庁への提案を行う。(エネ エ b)

(3) 複数の公益事業分野における公正競争ルールの整備

通信と電力、電力とガス等の相互参入が進展し、複数の事業分野にまたがる事業活動が展開され、それとともに分野横断的な競争に際しての紛争事例が今後も生じる可能性がある。このような実態を踏まえ、事業規制が引き続き存在し、独占禁止法では必ずしも実効性が確保できない競争上の問題について、実効性のある市場ルールを策定し、実効性のある行政措置の発動が可能となるよう、各分野の実態を踏まえて適切なルール等の整備を行う。(エネ エ c)

(4) 公正取引委員会、各事業所管官庁との関係

上記を実施するに当たっては、公正取引委員会、各事業所管官庁は、密接な連絡を取り、事業者に混乱が起らないように措置することは言うまでもないが、競争促進目的や手段における公正取引委員会と各事業所管官庁の権限の差異に応じて、目的・手段に即して最も適切な仕組みを持つ者がその任に当たる。(エネ エ d)

(5) 事業所管官庁における中立性確保

事業所管官庁が上記のような競争促進措置を講ずるに当たっては、事業法分野によ

っては、より専門的な見地や、より公平・中立な立場からの市場監視を実効的に行い得る厳正中立な体制の構築・強化を検討する。(エネ工 e)